

人として大切にされ、 自分らしく生きる権利

1. あなたは、病気や障害、年齢に関係なく、人として大切にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。



子どもにとって一番よいこと (子どもの最善の利益) を考えてもらう権利

2. あなたは、医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっとも良いことか」を第一に考えてもらえる権利を持っています。



安心・安全な環境で生活する権利

3. あなたはいつでも自分らしく健やかでいられるように、安心・安全な環境で生活できるよう支えられる権利を持っています。もし、あなたが病気になったときには、安心・安全な場で、できるだけ不安のないようなやり方で医療ケア(こころやからだの健康のために必要なお世話)を受けられます。



病院などで親や大切な人と いっしょにいる権利

4. あなたは、医療を受けるとき、お父さん、お母さん、またはそれに代わる人とできる限りいっしょにすることが出来ます。



お父さん・お母さんへ

当院では、家庭のやむを得ない事情で付き添いが出来なくても、お子さんに必要な治療を行い得るよう、完全看護可能な体制を敷くとともに、病棟保育士を配置し、親子分離に伴う苦痛を最小化する努力をしています。ただし、お子さんにとって家族と離れて過ごす時間はとても辛いものです。事情の赦す限り、付き添いをしていただくようお願いいたします。

一方、病状や病態などによっては、お子さんと家族の希望に反し、付き添いをご遠慮していただく場合がございます。その場合、十分に時間をかけた説明をお子さんと家族に行っています。

必要なことを教えてもらい、 自分の気持ち・希望・意見を伝える権利

5. あなたは、自分の健康を守るためのすべての情報について、あなたにわかりやすい方法で、説明を受ける権利を持っています。そして、あなた自身の方法で、自分の意思や意見を伝える権利を持っていて、できるだけその気持ち・希望・意見の通りにできるように努力してもらえます。



差別されず、こころやからだを 傷つけられない権利

7. あなたは、病気や障害、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。



自分のことを勝手に だれかに言われない権利

8. あなたのからだや病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのものです。あなたらしく生活を守るために、あなたのからだや病気、障害に関することが他のひとに伝わらないように守られます。また、だれかがあなたのからだや病気、障害のことを他のひとに伝える必要があるときには、その理由とともに伝えてもよいかをあなたに確認をします。



病気のときも

遊んだり勉強したりする権利

9. あなたは、病気や障害の有無に関わらず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、年齢や症状などにあった遊ぶ権利と学ぶ権利を持っていて、あなたらしく生活することが出来ます。



訓練を受けた専門的なスタッフから 治療とケアを受ける権利

10. あなたは、必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療やケア(気配り、世話など)を受ける権利を持っています。



今だけではなく将来も続けて 医療やケアを受ける権利

11. あなたは継続的な医療やケア(気配り、世話など)を受けることが出来ます。また、日々の生活の中でさまざまな立場のおとなに支えてもらう権利を持っています。



高崎総合医療

センターと子ども とのお約束

当院はこれらの「医療における
子どもの権利憲章」
を遵守します

子どもの皆さんへ

この約束は、すべてのみなさんが平等に、そして当たり前にもっていて、実現することを求めることができるもの(権利)について知っていただくために、「子どものお医者さん」の団体である日本小児科学会が作ったルールを元にしてあります。「すべてのみなさん」とは、何歳でも、病気や障害があつたとしても関係なく、すべての子どものことです。みなさんが、自分を大切に、楽しくすごせるように、わたしたちはお手伝いしていきます。

希望どおりにならなかったときに 理由を説明してもらう権利

6. あなたの気持ち・希望・意見の通りにすることができない場合は、なぜそうなったのか、その理由などについてわかりやすい説明を受けたり、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。

